

審議事項⑤

役員賠償責任保険への加入について

役員賠償責任保険の加入について別紙のとおり定める。

役員賠償責任保険への加入について

1 損害賠償責任について

平成 29 年 6 月の地方独立行政法人法の改正により役員の職務忠実義務（地独法第 15 条の 2）及び損害賠償責任が明確化され（地独法第 19 条の 2）、損害賠償責任については、令和 2 年 4 月 1 日から施行されることとなる。

今後、役員は第三者賠償の責任及び法人に対する賠償の責任を負うことにより、経済的損害を被る可能性があることから、役員の経済的・精神的負担を減らすため保険への加入が必要であり、民間の会社においては、役員賠償責任保険へ加入することが通例となっていることから、公立大学協会が導入した団体向けの保険へ加入するものとする。

2 損害賠償保険の加入について

①制度の趣旨

一般社団法人公立大学協会では、令和元年 11 月に役員に対する訴訟リスクに対応する「公立大学法人向けの団体役員賠償責任保険」制度を導入した。

訴訟の形態	訴訟提起者	対象となる損害	支払い対象	
			役員勝訴時	役員敗訴時
法人訴訟	公立大学法人	法人の損害	争訟費用	損害賠償金 + 争訟費用
第三者訴訟	第三者 (役員以外)	第三者の損害 (役員以外)	争訟費用	損害賠償金 + 争訟費用

②保険への加入状況

団体役員賠償責任保険への加入状況は以下のとおり（2020. 2. 25 現在：75 法人）

加入済み・手続き中	19 校（25%）
参考見積手配済み・検討中	43 校（57%）
照会あり・見積依頼待ち	3 校（4%）
照会なし	10 校（13%）

③保険料

プラン	支払限度額	保険料
1	1 億円	203,000 円
2	3 億円	382,000 円

④ 加入対象者

本学は、理事長、副理事長（学長）、理事4名、監事2名の計8名
（法人の全ての役員が補償対象となるため、役員全員の加入が条件となっている。）

⑤ 保険料の負担割合について

法人訴訟に相当する保険料は全体の25%程度であり、全額を法人が負担することは、利益相反に当たるため、役員は最低25%の保険料を負担する必要がある。

⑥ 保険加入（案）

（1）支払限度額 1億円（プラン1）

（2）法人の負担割合 75%（152,250円）

（3）役員負担割合 25%（50,750円）※負担額を年間の報酬額で案分

（4）案分額 理事長：21,386円

学長：28,374円

理事：165円

監事：165円

21,386円+28,374円+990円（165円×6人）=50,750円

（5）支払方法 報酬支払時に天引き